



## 伝統的家屋修景事業

明治期などに建てられた東岩瀬回船問屋型、伝統的町屋型又は防火土蔵造り型等の伝統的家屋の建築物外観等の維持や保全を行う場合に、費用の一部を助成します。

補助率、補助限度額等

建築物 外観修景 格子等 修景 外構物 修景	平成17年度 ～ 平成19年度	補助率70% 限度額500万円	平成20年度 ～ 平成21年度	補助率70% 限度額250万円
		補助率90% 限度額300万円		補助率90% 限度額150万円
	補助率70% 限度額300万円	補助率70% 限度額150万円		

道路に面している建築物の長さが11m以上ある伝統的家屋の外観修景には、状況に応じて加算する場合があります。

伝統的家屋修景補助基準

項目		修景補助基準	
建築物 外観修景	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の位置・軒線は、町屋沿いにできる限り揃える。やむを得ず後退する場合は、伝統的な塀等を設け、町屋の連続性を維持する。</li> <li>外壁の道路からの後退距離は、1階の壁面は2m以下とし、2階の壁面は1階の壁面よりさらに後退する。</li> <li>現在の街並みを形成している歴史的な敷地の形状をできるだけ維持する。</li> </ul>	
	高さ・階数	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは、10m以下とする。</li> <li>地上階数は、原則として2以下とする。</li> </ul>	
	意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の形は、原則として切妻平入りとする。</li> <li>屋根材は、原則として赤瓦（濃いあずき色）又は黒瓦とする。</li> </ul>
		庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>1階部分は、道路に沿った庇を設ける。</li> <li>岩瀬独自に発展したムクリのある庇の保全に努める。</li> </ul>
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁は、原則として板張り、土塗壁、漆喰塗壁などの伝統的素材仕上げとする。</li> <li>外壁の色彩は、伝統的色彩、または白・黒・茶・薄茶など伝統的家屋にふさわしい色彩とする。</li> <li>その他、岩瀬独自の町屋の伝統的意匠をできる限り取り入れる。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口は大戸又は格子戸とする。</li> <li>出入口以外の開口部は、できるだけ木製格子戸、出格子、スムシコなどの修復・復元に努める。</li> </ul>		
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の設備機器等は、道路から見える位置には設置しない。やむを得ない場合は、伝統的意匠による目隠し等を設ける。</li> </ul>		
格子等修景		<ul style="list-style-type: none"> <li>大戸、格子戸、出格子、スムシコ等の木製格子等の修復・復元に努める。</li> </ul>	
外構物 修景	門、塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ伝統的な形式・意匠とする。</li> </ul>	
	広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統的な意匠を基本とする。</li> <li>位置・大きさは伝統的家屋にふさわしいものに配慮する。</li> </ul>	
	敷地内の舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する敷地の舗装は、伝統的素材を使った仕上げに配慮する。</li> </ul>	
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>大町・新川町通り等の沿いにできるだけ駐車場を設けない。やむを得ず駐車場を設ける場合は、伝統的家屋との一体化を図り、伝統的意匠を配慮する。</li> </ul>	

## 一般建築物等修景事業

伝統的家屋でない建築物等で、歴史的な街並み景観との調和を図り、景観形成に寄与する工事などを行う場合に、費用の一部を助成します。

補助率、補助限度額等

建築物 外観修景 格子等 修景 外構物 修景	平成17年度 ～ 平成19年度	補助率70% 限度額300万円	平成20年度 ～ 平成21年度	補助率70% 限度額150万円
		補助率90% 限度額100万円		補助率90% 限度額50万円
	補助率70% 限度額100万円	補助率70% 限度額50万円		

一般建築物等修景補助基準

項目		修景補助基準	
建築物 外観修景	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の位置・軒線は、町屋沿いにできる限り揃える。建築物の外壁が道路境界線から後退している場合は、門・塀、又は木製のゲート等を設けるなど町屋の連続性を配慮する。</li> </ul>	
	高さ・階数	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは、原則として10m以下とする。ただし、既存についてはこの限りでない。</li> <li>地上階数は、原則として2以下とする。ただし、既存についてはこの限りでない。</li> </ul>	
	意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の形は、伝統的街並みに調和するよう切妻平入りを基本とする。ただし、鉄筋コンクリート造・鉄骨造等は、建物正面等の形態・意匠に工夫をする。</li> <li>切妻屋根の屋根材は、原則として赤瓦（濃いあずき色）又は黒瓦とする。</li> </ul>
		庇	<ul style="list-style-type: none"> <li>1階部分は、できるだけ伝統的街並みに調和する庇を設ける。</li> </ul>
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁は、伝統的家屋の意匠に準じるよう配慮する。</li> <li>外壁の色彩は、伝統的色彩、または白・黒・茶・薄茶など歴史的街並みに調和した色彩とする。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口の戸は、家屋にあっては原則として引戸とする。事務所などの出入口にあっては意匠・色彩に配慮する。</li> <li>出入口以外の開口部は、できるだけ格子戸、出格子などを設ける。</li> </ul>		
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外の設備機器等は、道路から見える位置には設置しない。やむを得ない場合は、伝統的家屋の意匠に準じた目隠し等を設ける。</li> </ul>		
格子等修景		<ul style="list-style-type: none"> <li>大戸、格子戸、出格子、スムシコ等の木製格子等の修復・新設などを行う。</li> </ul>	
外構物 修景	門、塀	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ伝統的な形式・意匠に準じたものとする。</li> </ul>	
	広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統的な意匠を基本とする。</li> <li>位置・大きさは伝統的街並みにふさわしいものに配慮する。</li> </ul>	
	敷地内の舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する敷地の舗装は、できるだけ伝統的素材を使った仕上げに配慮する。</li> </ul>	
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>大町・新川町通り等の通り沿いで建築物に付随する駐車場を設けている場合は、木造上屋又は板塀などを工夫し、歴史的街並みとの調和に配慮する。</li> <li>大町・新川町通り等の通り沿いの駐車場敷地では、木造上屋の設置又は道路境界線に沿った板塀・木製ゲートを設けるなど歴史的街並みとの調和に配慮する。</li> </ul>	

## 空家活性化事業

空家になっている建築物を店舗、飲食店等にするため修繕又は模様替えし、街並みの活性化を図る場合に、費用の一部を助成します。

補助率、補助限度額等

空家 活性化	平成 17年度 ～ 平成 19年度	補助率 50% 限度額 300万円
-----------	-------------------------------	----------------------

「空家」とは、おおむね1年以上使用していない建築物をいいます。補助の対象となる店舗・飲食店等とは、次に掲げるものをいいます。（集会場は対象になりません。）

- 土産、特産品等の販売店・飲食店
- パン、菓子等の店舗及び作業場
- ギャラリー
- その他、これらに類するもの

空家活性化補助基準

項目		補助基準
建築物	内部	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業施設等(店舗・飲食等に供する部分)に改修する以下の工事&lt;対象工事&gt;</li> <li>間仕切りの新設・変更工事(店舗、事務室、トイレなど)</li> <li>内装工事(床、壁、天井) ディスプレイ工事</li> <li>電気設備工事(店舗・飲食・食品製造に伴う照明機器、配線電気設備)</li> <li>給排水衛生設備工事(給水、排水等の設備)</li> <li>空調設備(換気、冷暖房の設備) 客利用の便所・洗面施設</li> <li>その他物品販売、製造販売、飲食等に必要の設備工事</li> </ul>
	意匠 構造 設備	
広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>街並みに配慮した意匠を基本とする。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>外観は街並みに配慮した意匠を基本とする。</li> </ul>

補助対照区域

